

日常生活支援総合事業

訪問介護サービス 重要事項

様

〈 令和7年7月1日現在 〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話： 03-5431-3525（午前9時～午後6時まで）

担当：管理者 橋倉 恵子 * ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 三宿訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	三宿訪問介護事業所
所在地	東京都世田谷区三宿1-8-10山元ビル2階
介護保険指定番号	日常生活支援総合事業 訪問介護 1371206259
※サービスを提供する地域	世田谷区・目黒区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	事務所の管理運営全般	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士		2名（内1名兼務）		2名
事務職員			3名（兼務）		3名
従事者	介護福祉士		4名	7名	11
	1級取得者				
	2級取得者		0名	0名	0名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～ 22:00	深 夜 22:00～ 6:00	備 考
平 日	○	○	○		
土・祭日	○	○	○		

- (4) 休業日： 年末年始（12月29日から1月3日）がお休みとなります。
（ 日曜・祝祭日はご相談の上実施 ）

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・ 食事介助：食事摂取の直接的介助、声かけ、見守り
- ・ 入浴介助：入浴のための衣類の着脱・浴槽の出入りの介助・洗髪・洗身の介助・見守り
- ・ 排泄介助：トイレ・ポータブルトイレ誘導・衣類着脱・後始末・オムツ交換
- ・ 清拭介助：全身清拭・部分清拭（手浴・足浴等）
- ・ 体位変換：定時・随時に安楽な姿勢を保つ
- ・ 外出介助：通院や通所、買い物に同行する介護等

(2) 生活援助

- ・ 買 物：日常の生活地域内における買い物
- ・ 調 理：調理
- ・ 掃 除：利用者の日常的に使用する範囲
- ・ 洗 濯：自宅での洗濯・コインランドリー使用可等

(3) その他のサービス

- ・ 介護相談：介護に関する内容についてなんでも相談を受け付けております。

4. 利用料金

(1) 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであります。また「利用者負担金」は原則として、負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割の額

です。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

サービス名称	内容	対象者	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型Ⅰ	週一回程度の利用が必要とされた方	要支援1.2、事業対象者（単位数1176）	1340円/月	2680円/月	4020円/月
訪問型Ⅱ	週二回程度の利用が必要とされた方	要支援1.2、事業対象者（単位数2349）	2678円/月	5356円/月	8034円/月
訪問型Ⅲ	週二回を超える程度の利用が必要とされた方	要支援2、事業対象者（単位数3727）	4249円/月	8498円/月	127475円/月

《 加算 》

初回加算	初回のみ	200単位	228円/456円/684円
事業所特定加算Ⅱ	$(\text{基本単位} + \text{各種加算}) \times 10\% \times \text{地域加算 } 11.40 (\text{小数点以下切捨て}) \times 0.1$ または0.2または0.3		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)令和6年5月まで	$(\text{基本単位} + \text{各種加算}) \times 13.7\% \times \text{地域加算 } 11.40 (\text{小数点以下切捨て}) \times 0.1$ または0.2または0.3		
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年5月まで	$(\text{基本単位} + \text{各種加算}) \times 4.2\% \times \text{地域加算 } 11.40 (\text{小数点以下切捨て}) \times 0.1$ または0.2または0.3		
介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年5月まで	$(\text{基本単位} + \text{各種加算}) \times 2.4\% \times \text{地域加算 } 11.40 (\text{小数点以下切捨て}) \times 0.1$ または0.2または0.3		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)令和6年6月～算定変更	$(\text{基本単位} + \text{各種加算}) \times 24.5\% \times \text{地域加算 } 11.40 (\text{小数点以下切捨て}) \times 0.1$ または0.2または0.3		

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセルについて

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先電話：03-5431-3525

- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までに連絡してください。

(4) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

お支払い方法は、毎月22日引き落としとなっております。毎月15日までに前月分の請求書を送付いたしますので、21日までにご入金下さい。なお、引き落としの都合の悪い方は予めご相談下さい。

(5) その他の料金

利用者の請求に対し、記録のコピー費などは実費でのご負担をお願いする場合があります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問し、事業説明した上で、契約します。訪問介護計画に基づきサービスを開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・サービスを受けていた利用者の要介護区分が、要介護へ変更になった場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・職員に対する身体的・精神的な暴力や暴言、人の尊厳や人格を言葉や態度によって、傷つけたり、貶めたりする行為

・職員に対するセクシャルハラスメント、意に添わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

<基本理念>

- ① すべての高齢者が人間らしく尊重され、人生の完成期である高齢期を輝いて生きたいという願いを実現するために、「寝たきりにならない、しない」「元気な高齢者がもっと元気に」をテーマに、利用者本位の訪問介護サービス業務を実施します。
- ② 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービス事業を提供し、自立支援を目指します。

<サービスの向上のために>

月1回の研修の実施を基本とし、訪問介護員の資質の向上に務めます。

(2) サービス提供に関する事項

担当の訪問介護員が急病または事故発生等、その他都合により訪問できない場合は、速やかに代替りの訪問介護員の派遣に務めます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。（別紙 緊急時連絡先に記入）

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

管理者：橋倉 恵子・サービス提供責任者：奥山 恵美子

電話： 03-5431-3525

受付時間： 月～金 9:00～18:00

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

世田谷区	世田谷区総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-5432-2850 FAX：03-5432-3049 受付時間：午前9時～午後5時
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3323-9907 FAX：03-3323-9925 受付時間：午前9時～午後5時

	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3702-1894 F A X：03-5707-2661 受付時間：午前9時～午後5時
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3282-8193 F A X：03-3482-1796 受付時間：午前9時～午後5時
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3326-6136 F A X：03-3326-6154 受付時間：午前9時～午後5時
目黒区介護保険課介護保険管理係		電話番号：03-5722-9574 受付時間：午前9時～午後5時
東京都 国民健康保険団体連合会		所在地：東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号：03-6238-0177（苦情相談直通） F A X：03-6238-0022 受付時間：午前9時～午後5時

9. 情報の公開

- ① 申し出により、利用者に対しサービス提供記録を開示します。
- ② 申し出により、事業計画及び財務内容を閲覧できます。

10. 当組織の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 ： 社会福祉法人 こうれいきょう
 ： 理事長 近藤 みつる
 本部所在地 ： 東京都世田谷区三宿1-8-10山元ビル
 電話番号 ： 03-5433-2511
 法人事業所 ： 訪問介護事業所 1カ所 通所介護 1カ所
 ： 認知症対応型通所介護 1カ所 居宅支援 1カ所
 ： 地域包括支援センター 2ヶ所
 ： 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所